

定 款

2022年6月24日変更決議



ユアサ商事株式会社

ユアサ商事株式会社定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、ユアサ商事株式会社と称し、英文では、YUASA TRADING CO., LTD.と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1 次の物品の売買、輸出入、代理および仲立の事業

- (1) 金属加工機械、機械器具、工具、金型、運搬昇降貨物取扱装置、工業用ロボット、ポンプ、圧縮機、送風機、油圧空気圧機器、破碎機、摩碎機、選別機、化学機械、冷凍機・同応用装置、繊維機械、建設・鉱山機械、農林漁業用機械器具、食料飲料加工機械装置、印刷製本機械装置、ゴム・合成樹脂工業用機械、木材加工機械、工業炉、铸造機械装置、包装荷造機械、計量器、測定測量機器、時計、理化学光学機械、視聴覚教育用機器、事務用機械装置、自動販売機、駐車洗車設備、保安警報信号装置、廃棄物処理・浄水装置、医療用機械器具・装置、電動機、発電機、配電制御装置、民生用産業用電気機械器具、通信装置、電子応用装置、電子部品および再生可能エネルギーを利用した発電設備
- (2) ボイラ、原動機類、動力伝導装置、弁および管継手
- (3) 自動車、二輪車、自転車、産業用輸送用車両、船舶、航空機、組立式住宅、建築用組立材料、建築部材および輸送用分配用容器
- (4) 利器工具、土工石工用具、日曜大工用品、医療用品、健康管理用品、医薬品、家庭用化学製品、家具、室内装飾用品、事務所用店舗用装備品、暖冷房換気用設備・装置、食品調理用器具・装置、衛生設備用品、台所食卓用品、家庭用金物、遊戯設備、運動競技用品、書籍、印刷物、家庭用雑貨、造園園芸用器材および楽器
- (5) 鉄、鋼、貴金属、非鉄金属、建設用建築用金属製品、建築用金物、金属製線製品、電線、ケーブルおよびその他金属製品
- (6) ゴム製品、板類、化学薬品、プラスチック成形品、塗料、肥料、農薬、接着剤、石炭製品、木炭、木炭製品、石油製品および窯業土石製品
- (7) ゴム、パルプ、紙、皮革、毛皮
- (8) 合板、単板、木製建材
- (9) 建設材料および研削研磨材
- (10) 食料品、飲料および酒類
- (11) 衣料用繊維製品、毛皮製品、皮革製品および装身用宝飾品
- (12) 動物用医薬品、動物用医療用具
- (13) 以上の物品の部分品、取付具および付属品
- (14) その他各号事業に関連する物品

- 2 前号の物品の賃貸借の事業
- 3 第1号の物品の設計、製造、据付、加工および修理の事業
- 4 次の物品の売買、輸出入の事業
 - (1) 食糧、砂糖、塩、油脂および原料、農産物、水産物、畜産物、雑穀、加工食品、煙草、香辛料および調味料
 - (2) 合成樹脂、医薬部外品、化粧品、香料、飼料およびこれらの原料
 - (3) 石炭、石油、高圧ガス、液体ガスその他の燃料類
 - (4) 木材、石材および石材製品
- 5 古物の売買の事業
- 6 建設業並びに建築物の設計および工事監理の事業
- 7 宅地建物取引業および不動産鑑定業
- 8 宅地および工業用地等の造成の事業
- 9 不動産の所有、管理および賃貸借の事業
- 10 有価証券の保有および運用
- 11 貸金業およびファクタリング業
- 12 スポーツ施設、ゴルフ場、スキー場、遊園地、温泉、医療施設を備えた施設の企画、設計、開発並びに経営管理
- 13 スポーツ施設、ゴルフ場、遊戯場の経営およびその会員権の販売の事業
- 14 病院の経営並びに老人ホームの施設の企画・設計・施工および経営
- 15 宿泊施設および飲食店の経営の事業
- 16 労働者派遣事業および企業経営コンサルタント業
- 17 学習塾の経営の事業
- 18 情報処理サービス業およびコンピュータに関するソフトウェア業
- 19 広告、宣伝および出版の情報媒体の企画・制作の業務
- 20 倉庫業および自動車運送取扱業
- 21 航空貨物運送取扱業および代理業
- 22 旅行業代理店業
- 23 損害保険および自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理の事業並びに生命保険の募集に関する業務
- 24 育林業および製材業
- 25 総合警備保障業務
- 26 産業廃棄物の処理およびその再生処理業
- 27 発電事業およびその管理・運営ならびに電気の供給・販売に関する事業
- 28 前各号に付帯または関連する事業の経営および投資
- 29 前各号およびこれに付帯または関連する事業の調査・研究ならびにコンサルタント業
- 30 前各号に付帯または関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都千代田区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当会社の発行可能株式総数は、4,000万株とする。

(単元株式数)

第6条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第7条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第8条 当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに隨時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第13条 株主総会は、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(取締役会の設置)

第17条 当会社は、取締役会を置く。

(員 数)

第18条 当会社の取締役は、10名以内とする。

(選任方法)

第19条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 取締役会は、その決議によって取締役会長1名、取締役副会長若干名、取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長または取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役会長および取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会規則)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

(監査役および監査役会の設置)

第28条 当会社は監査役および監査役会を置く。

(員 数)

第29条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規則)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 6 章 会計監査人

(会計監査人の設置)

第37条 当会社は、会計監査人を置く。

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかつたときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第42条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第43条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

- 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

以上